

五十嵐仁著

『労働再規制

——反転の構図を読みとく』

評者：田端博邦

本書は、書名に示されるように、労働政策における規制緩和政策からの転換（「再規制」）の過程をいわば構造的に（「反転の構図」）描き出したものである。かつての「規制緩和」一辺倒ともいえる政策が最近になって少し様子が変わっていることは誰でも感じているであろう。とくに世界金融危機後の雇用対策はこれまでにない大掛かりなものになりつつあり、新自由主義的な規制緩和は忘れられたがごとき状況になっている。もっとも本書は、金融危機の直前に書かれており、その時点ですでに、明確な政策転換が生じているということを主張したものである。かつ、その転換は2006年前後に明確に姿を現したという「2006年転換説」（16頁ほか）を提起している。注目すべき問題提起の書であるといえる。新書版で刊行された本書は、一般読者にとっても、読みやすく、啓発的な読み物になっているが、本誌は専門研究者を対象とするものであると思われるので、そのような観点からやや立ち入った書評を試みることにしたい。

本書の書き出しは、2008年9月の福田首相の辞任（政権の「投げ出し」）から始まっている（序章『官の逆襲』には二面性がある）。著者の分析は以下のようなものである。福田内閣に

において、「構造改革」路線からの「方向転換」がはじまった。しかし、「明確な政策転換を打ち出すことができず、かといって、格差と貧困を生み出した『構造改革』を継続することも不可能でした」（10頁）。それが、福田辞任の「真相」だったというわけである。2006年に始まる方向転換は、本書においてさまざまな点から論証されることになるが、もちろん、重要な論点は、そうした方向転換がなぜ、またなぜこの時期に生じたのか、また、この方向転換がどのような性質のものであるか、という点にある。

まず、後者の点について、著者は、方向転換が二つの意味をもってしていると指摘する。一つは、「小泉『構造改革』に対する見直しと転換」であり、もう一つは、「政官財（業）癒着構造の復活と既得権益の擁護（つまり「古い自民党」の復活）」である（15-16頁）。著者のこうした観察は、裏返して言えば、小泉政権が突出した「構造改革」（新自由主義）の推進者であったのであり、小泉氏の退場とともに、その路線の転換が始まった、ということとほぼ同義になるであろう。しかし、この「方向転換」が、「小泉改革」からの転換であるということは、直ちには、80年代臨調行革以降の、あるいは90年代半ば以降の「第2段階」（29頁）の新自由主義政策からの転換であることを意味しないであろう。そうであるとすれば、転換は、単純に『古い自民党』の復活を意味するものではないということになる。小泉後の自民党は小泉前の自民党とどのように同じなのか異なるのか、小泉前の「古い自民党」は、新自由主義政策とどのように折り合っていたのか、あるいは日本における新自由主義政策のあり方はいかなるものであったか、といった問題が生じることになる。

本書が分析の対象としているのは、現実の政治過程や政策形成における変化の様相それ自体であるので、これらのやや抽象的な議論につい

ては立ち入った分析はなされていないが、「2006年転換説」の内容を考える上では重要な論点が残されているといわなければならない。言い換えれば、新自由主義的政策は、2006年の転換によって、終焉を告げたのか、という点が問題であるが、「新自由主義政策からの反転はいかにして可能なのか、それは日本をどこに導くことになるのか、という問題を問う」（16頁）という著者の根本的な問題関心には、2006年の転換はなお、新自由主義政策からの根本的な転換を意味するものではないという認識が前提とされているといえる。

もっとも、こうした根本問題を考える上でも、決定的な意味をもつのは事実である。本書は、「転換」の過程を豊富な事実に基づいて活写している。以下、各章の要点を紹介したうえでまたこの問題に戻ることにしたい。

第1章「変化のはじまり」では、2005年8月の郵政選挙後の内閣改造による経済財政諮問会議の“変質”が取り上げられる。竹中経済財政相が総務・郵政担当相に横滑りしたことによって、諮問会議の性質が、「改革のエンジン」ではなくなったというのである。著者は、「政策形成の主体が、諮問会議から自民党に戻り始めていた」（19頁）と分析する。諮問会議の「変質」は、「2006年転換説」の有力な根拠の一つとされているのである。著者の分析によれば、06年の秋に始動した「労働ビッグバン」も、「時期はずれの『エンジン』」（21頁）によるものであり失速を免れない。

第2章「反転の背景」では、経済、社会、政治、国際の各次元における変化が要約されている。政治的背景においてポイントになるのは、2006年9月の小泉退陣と2007年7月の参院選における自民大敗である。小泉的「構造改革」を推進する政治的条件はほとんど失われるということになる。

第3章「財界内での攻防」は、財界内の基本路線をめぐる対立を取り上げている。「従来の関係〔日本的経営－評者〕をできるだけ維持しようとする『国内派』の経団連や日経連、日商と、アメリカ的な市場原理主義によって構造改革を目指す『国際派』の経済同友会という対立構図」がそれである。もちろん、経済団体をこのように分類しきることはおそらく無理であろう。著者は、すぐに「いや、正確には、これらの財界団体を横断する形で、内需依存の製造業や流通関係の企業経営者と、多国籍化した大企業や外資系企業の経営者との意見の違い」（72頁）としている。朝日新聞が報道した「舞浜会議」（「宮内・今井論争」）は評者も注目していたものであったが、規制緩和の「構造改革」は、まさに「国際派」が推進したものにほかならない。

第4章「変化の広がり」は、雇用・生活調査会の発足に示される自民党内の批判的潮流の強まりとホワイトカラー・エグゼンプションの挫折を取り上げる。調査会の発足は06年12月であり、後者の法案提出断念は07年1月のことである。ホワイトカラー・エグゼンプションの導入の試みと挫折（したがってそれに対する反対の運動）は、「力学の変動を生み出すうえで、とりわけ大きな力になった」（110頁）と位置づけられている。「2006年転換説」のさらにコアを探れば、06年末から07年始めのこの事件だったということになるだろうか。

第5章「反転を生み出した力」は、政策転換の主要な動因を「マスコミと労働運動」と位置づける（132頁）。ワーキングプア、偽装請負、名ばかり管理職などの問題についてテレビや新聞などのマスコミが大きな役割を果たしたことはまだわれわれの記憶に新しい。著者の探索によれば、そうしたマスコミの活躍は、やはり2006年を基点としている。また、第2の動因で

ある労働運動では、非正規雇用労働者の「ユニオン」と呼ばれる新しい個人加盟組合がやはり06年前後に成立し始めたこと、そうした草の根的なユニオンのネットワークを基礎にして連合、全労連、全労協など全国組織の連携がはじまり（12月5日集会など）、また非正規センターなどが全国組織に設置される。これも、やはり06年を中心に展開したという。労働運動や労働組合の研究にとっては注目すべき時期だということになる。

第6章「官の逆襲」から第7章「労働タスクフォースの暴走」、第8章「規制改革会議の孤立と弁明」の三つの章は、以上のさまざまな場面に生じた転換を背景にして起きた政策決定機構内部の対立と混乱を取り上げている。基本的なポイントは、厚生労働省の復権がすすんだということである。

第6章、第8章で取り上げられているのは、06年末から08年にかけての厚生労働省の反撃である。経済財政諮問会議はすでに見たように「改革のエンジン」としての推力を失っていたのであるが、06年10月に「労働ビッグバン」の構想が打ち出された。しかし、その諮問会議において、厚生労働省は、市場主義的な改革構想に対して、労働法や労働政策の基本的な観点を対置したのである。自民党雇用・生活部会の発足と符節の合った動きだったといえる。また、07年2月に発足した研究会の報告は、厚生労働省の反撃のための理論武装と位置づけられている。ついで、07年3月の成長力底上げ円卓会議は、総合規制改革会議等に見られた「労働の排除」からの転換を示すものであり（161頁）、「経済財政諮問会議や規制改革会議とは逆の役割を果たした」（165-6頁）と評価されている。さらに、08年6月の「骨太の方針」に組み入れられた「新雇用戦略」は、同年2月の経済財政諮問会議に厚生労働省から提案されたものであ

り、「戦略的政策が、民間議員→経済財政諮問会議（骨太の方針）→厚生労働省という経路ではなく、厚生労働省→経済財政諮問会議（骨太の方針）という経路に転換した」（217頁）という重要な意味をもっていた。

このような厚生労働省の復権の過程で、これに反逆の矢を放ったのが、規制改革会議労働タスクフォースである。07年5月の労働タスクフォースの見解には驚かれた読者が多いであろう。単純化して言えば、労働法的な権利の保障は労働者にとっても有害である。労働関係の法規制としては、個別労使の契約の自由を保障する法システム（民法）があれば足りる。これで足りないものがあるとすれば、個別労使間に存在する「情報の非対称性」を矯正するための措置だけである、というものである。しかし、本書の分析によれば、これは、少人数のグループの“暴走”に過ぎない。この見解は国会答弁で政府によって公式に否定された。しかし、それにもかかわらず、規制改革会議第2次答申（07年12月）に再現されるという不可思議な事態が起きた。この不可思議な事態の真相はなお不明であるが、著者の論評は、規制改革会議の廃止論に帰結する（223頁以下）。

規制改革会議第2次答申に対して、厚生労働省はこれに反論する見解を表明した。07年12月の厚生労働省見解は、労働関係に「交渉力の非対称性」が存在することが根本的な問題であり、労働法の規制は不可欠であるというものである。いわば“常識”的な見解が表明されたわけであるが、政府部内の機関がこのような反論を公式に行うことは、本書が述べるように「極めて異例」（206頁）のことであった。

ここで分析された厚生労働省の復権は、雇用・労働政策の転換を語るとしたら、その本体部分に当たるといえるだろう。以上の紹介を一言で要約すれば、いわゆる官邸主導によって労

働行政の自律性を奪われてきた厚生労働省が、この時期の政策転換の過程でそれを回復し、本来の労働行政・労働政策を展開する条件を獲得した（しつとある）ということである。

新自由主義の政策体系は、労働市場を一般的な市場に解体する傾向をもつために、固有の労働政策あるいは労働市場政策を縮減し（規制緩和）、その担当官庁の権限を削減する傾向をもつ（本書にもそうした見解の紹介がある、労働省不要論）。小泉「構造改革」までの新自由主義的な政策をそのようなものとして捉えるなら、「厚生労働省の復権」は、まさにそのような政策体系の後退、政策の転換を意味するということになるであろう。「2006年の転換」は、このような意味において、新自由主義的政策からの転換を意味しているといえる。

しかし、もちろん、厚生労働省の復権だけによって、雇用・労働政策の根本的な転換がなされうるわけではない。たとえば、前述の厚生労働省の委員会の報告書が「公正」と「安定」を重視している（154頁）としても、それが、これまでの規制緩和政策を根本的に切り替えることを意味するかなお不透明である。厚生労働省自身が、どのような路線を選択するかという問題が、機関としての独立性とは別の問題として存在するからである。また、労働行政が隣接する行政分野と相互に影響しあっているという点も見落とせない。これは、突き詰めていけば、本書も分析している社会経済政策全体の基本路線と切り離せない、ということになるのである。“福田退陣”の分析に示されているように、この基本路線のありようは未だに、必ずしも明確

なものではない。あるいは、現在進行中の世界金融危機がより決定的な、基本路線の転換につながるかもしれない。

さらに、短期には10年から15年、長期には30年にわたる市場化の時代の遺産も考えなければならぬであろう。したがって、政策「転換」は、決して、古い時代への単純な回帰を意味することはないのである。著者は、終章「『アメリカ型』でも『日本型』でもなく」で、「転換」後の日本がどのような道をとるべきかという点についての見通しを与えている。簡潔な記述であるが、著者の提案する基本的な道筋は、市場原理主義的な道ではなく、また日本型の道（「企業社会や官僚支配の復活、政官財（業）複合体の再現」）でもない、「第三の道」である。おそらく、著者のこうした見通しにより現実的な可能性を与えているのも、今後の金融危機であるといえよう。それは、世界的に、80年代以来の新自由主義の時代に終止符を打つことになるかもしれないからである。

この最後の点は、いうまでもなく、これからの現実政治のあり方にかかっている。しかし、本書が提起した「転換」はますます重要性を帯びてきたということが出来る。本書の先見性が示されているといえるのである（本書が執筆されたのは08年8月であり、リーマン・ショックの前である）。この問題に関する議論が高まることを期待したい。

（五十嵐仁著『労働再規制－反転の構図を読みとく』ちくま新書、2008年10月、240頁、777円税込み）

（たばた・ひろくに 東京大学名誉教授）